

# 令和5年度・第3回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年6月26日（月） 13：00～14：30

開催場所 横脇公民館

出席委員（16名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員（0名）

欠席委員（3名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（20名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梢
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（1名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・田上G員・長沼G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長）\_\_\_\_\_印

議事録署名者 3番 \_\_\_\_\_印

4番 \_\_\_\_\_印

議事録作成者 局長代理 \_\_\_\_\_印

## 令和5年度 第3回農業委員会総会議事録

### 議事日程 「諸般の報告」

#### 5 報 告

- 報告第 5 号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 7 号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 8 号 農地転用事実証明願の専決処分について

#### 6 議 事

- 議案第 26 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（用途区分変更）の意見決定について
- 議案第 27 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 28 号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 29 号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 30 号 非農地証明願承認について
- 議案第 31 号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 32 号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 33 号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 34 号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 35 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 36 号 薩摩川内市農林水産政策審議委員会委員の推薦について
- 議案第 37 号 薩摩川内市都市計画審議委員会委員の推薦について

#### 7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開会】

議長　　ただ今から、第3回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長　　定数19名、現在員数19名、出席委員16名、欠席委員は3名で、13番：永留委員・14番山路委員・18番梶原委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名です。欠席委員は1名で40番早崎委員で欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立了しました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理　主要事務処理経過報告について説明いたします。  
総会資料の1ページをご覧ください。

5月30日～31日にかけて全国農業委員会会長大会が東京都文京シビックホールで開催され、会長、事務局長が出席されております。

6月2日に農政推進協議会が北薩地域振興局第5会議室で開催され会長が出席しております。

5日は常設審議委員会と第104回通常総会がアートホテルかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しています。

9日と12日が定例の現地調査です。

同じく12日に令和5年度農業委員会活動評価検討会及び農業委員会女性委員の会並びに令和5年度理事会がマリンパレスかごしまで開催され、薬師寺委員が出席しております。

13日に北薩地区農業委員会連絡協議会総会が北薩地域振興局第6会議室で開催され、薬師寺委員が出席しております。

15日に第1回農業委員会だより編集委員会と第2回運営委員会を本庁舎602会議室で開催しております。

19日に令和5年度第3回土地開発公社理事会が本庁舎602・603会議室で開催され、下茂会長代理が出席されています。

22日に全国農業新聞鹿児島県支局情報会議がレクストン鹿児島で開催され、新屋委員が出席されています。

そして、本日第3回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっています。以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございました。

6月12日女性委員の会に出席されておりますので、薬師寺委員に報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番薬師寺が去る6月12日マリンパレス鹿児島で令和5年度農業委員会活動評価検討会及び農業委員会女性委員の会・令和5年度理事会に出席しましたので報告いたします。

活動評価検討会では、①使える農地は使えるうちに使える人のポイントで鹿児島の農地借りたい貸したいの寄贈点検、一期一会活動を今後も引き続き、寄贈点検の計画的継続的実施を推進する。②ほとんどの農業委員会で令和5年度タブレットの利用開始関連で慣れてしまえば便利なので操作を習得してもらいたい。

③今年は農業委員の改選で市町村が多いので女性の雇用促進をお願いしたいなどの検討が行われました。理事会では令和5年度総会及び研修会を9月鹿児島市で行うことが決まりましたが日時場所は希望案を検討して最終的には事務局に頼むということになりました。

今年から理事も県からの女性雇用促進アドバイザーとして県外研修の委託があり私は令和6年3月東京での女性農業委員会活動シンポジウムに出席することになりました。令和5年11月6日女性委員農業委員会会长意見交換会、令和5年11月13日九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修が熊本市であり、参加することが決まっています。

令和6年度が役員改正になりますが、今まで支部が6地区であり、女性委員数が増加傾向にあるために8地区に変更して会長・副会長11名で運営することになりました。これは総会に提案することになっています。

今まで支部名が薩摩・出水地区でしたが令和6年度からは北薩地区に変更予定です。これで報告を終わります。

議長 次に、6月19日に土地開発公社理事会に下茂代理が出席しておりますので、下茂代理に報告をお願いいたします。

下茂代理 9番 下茂が6月19日に令和5年第3回土地開発公社理事会に出席いたしました。内容につきましては久美崎パークの土地買収に係る予算審議ということで審議のほうは通っております。以

上、報告を終わります。

議長 次に、6月22日に全国農業新聞情報員会議に新屋委員が出席されておりますので、新屋委員に報告をお願いいたします。

新屋委員 6月22日全国農業新聞鹿児島県地区情報会議が鹿児島市で開催されました。講師は全国農業新聞編集員の佐久間徹氏です。研修は記事作成にあたっての留意点、取材の仕方、記事の書き方、写真の撮り方などでした。具体例をもとに講義がなされました。内容も焦点を絞り時系列にとらわれることなく何を伝えたいかを客観的に記事にする。誰が・いつ・どこで・なにを・なぜどうしたかなど分かりやすく記事にすることが大切と話されました。農業委員会便りの編集・発行についても講義され、一方通行のお知らせにとどまらず地域の農業経営・農家に関すること、消費者の意見、地域での出来事、各種グループの活動などを紹介し地域の農家や消費者と共に歩む農業委員会の術・姿をアピールすることが大切であると話され、地域に密着した情報提供、親しみのある紙面作りが本音を聞き出せる農業委員や推進委員も参加する環境を作ることも大切だと話されました。以上、報告を終わります。

議長 それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、  
3番：薬師寺 しげ子（やくしじ しげこ）委員  
4番：新屋 純子（しんや じゅんこ）委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第5号「農地形質変更届の専決処分について」を議題と

します。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第5号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号7番の1件です。登記地目 田2筆 5,713m<sup>2</sup>、畑3筆 1,518m<sup>2</sup>、その他1筆 364m<sup>2</sup> 合計7筆 7,595m<sup>2</sup>の届出がありました。

内容といたしましては、字灰原田については、盛土して、後に畜産基盤再編総合整備事業を活用した牛舎・堆肥舎のため転用申請予定です。字永原山は盛土をして飼料畑のための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第5号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第5号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第5号を終ります。

続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第6号を説明いたします。資料は3ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号25番から28番までの4件です。登記地目 田4筆 7,585m<sup>2</sup>、畑1筆 517m<sup>2</sup>、合計5筆 8,102m<sup>2</sup>の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第6号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第6号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第6号を終ります。

次は報告第7号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第7号を説明いたします。資料は4ページから5ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号16番から23番までの8件で、登記地目 田7筆 5,167 m<sup>2</sup>、畑11筆 5,815 m<sup>2</sup>、合計18筆 10,982 m<sup>2</sup>の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第7号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第7号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第7号を終ります。

次に、報告第8号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第8号を説明いたします。資料は6ページをご覧ください。

今月は、受理番号2番から4番の3件で、登記地目 田3筆 918 m<sup>2</sup>の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更

登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、永留 智志（ながどめ さとし）委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第8号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第8号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第8号を終ります。

それでは会次第6の議事に入ります。

先ず、議案第26号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（用途区分変更）の意見決定について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第26号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。位置図・調査表は、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号2番の1件で、登記地目 田2筆1,272m<sup>2</sup>の申請がありました。

今般市長部局である農林水産部農政課から「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定に基づき意見を求められたものです。

内容については、イチゴを栽培している法人がいちごの直売所・トイレ・駐車場を建設し、事業の規模拡大を計画しているため、今般、農業用施設用地に用途区分変更したく申請をされたものです。

以上、審査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第6条2項に規定する要件を満たしていることから変更が相当と判断し、提案いたしました。

なお、この後提案いたします議案第28号34番と同時申請です。以上で議案第26号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員

4番 新屋が、2番を報告します。

6月9日、山下推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、すでに整備され、直売所とトイレ及び駐車場となっております。

申請地の状況と目的は、市内で園芸業（いちご栽培）を営む市の認定を受けた認定農業者が、農振農用地内の当該申請地に、直売所とトイレ及び駐車場を建設する目的に係る農業用施設用途区分変更申請です。

先程、事務局の説明のとおり、既に直売所とトイレ及び駐車場が令和4年6月に整備されており、始末書が添付されております。

今回、農業用施設用途とする事で、東側に広がる農用地区域内の集団性、農作業及び農業上の効率的かつ、総合的な利用並びに、土地改良施設等の機能にも支障を及ぼす恐れが無いと判断したため、今度の農用地利用計画一部変更（用途区分変更）はやむを得ないと思われます。

議長

ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

中島委員

8番中島です。農振農用地ということで直売所トイレ等は理解できるのですが、駐車場の件に関しましてどのような説明があつたのか教えていただきたいです。

局長代理

こちらの転用も兼ねた農振農用地の変更ですが、イチゴの直売所、従業員、お客様のトイレということです。駐車場につきましては、イチゴの直売所に来られたお客様の駐車場・従業員用の駐車場ということになります。駐車場につきましても農業用施設の関連施設ということになりますので、農業用施設の軽微な変更ということになります。以上、説明を終わります。

議長

よろしいですか。

中島委員

はい。

議長

他にございませんか。ないようですので、採決いたします。

議案第26号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(举 手)

議 長 賛成全員であります。議案第26号は、原案のとおり承認されましたので、農用地から除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

次は、議案第27号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第27号を説明いたします。資料は8ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号5番から6番までの2件で、登記地目畠3筆 300m<sup>2</sup>の申請がありました。

内容としましては、5番は、他の法人が、隣接地に宅地分譲を計画され、土地を切り下げるため、申請地の法面保護が必要になったものです。

6番は、一般住宅の目的で申請されるものです。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第27号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終りました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番中原が、5番を報告します。

6月12日、福壽推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、畠で耕作されていました。

申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小城委員 6番小城が、6番を報告します。

6月12日、濱田推進委員と事務局 杉安職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図6ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で管理されていました。

申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第27号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第27号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第28号を説明いたします。資料は9ページから12ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号34番から42番までの9件で、登記地目 田14筆 6,020m<sup>2</sup>、畑5筆 1,354m<sup>2</sup>、合計19筆 7,374m<sup>2</sup>の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号34番は、直売所・トイレ・駐車場の目的で申請されるものです。議案第26号2番と同時申請です。また、施工済のため、始末書が添付されています。

35番は駐車場、36番は貸駐車場、37番は貸資材置場と貸

駐車場、38番は駐車場の目的でそれぞれ申請されるものです。

35番は、1854番1 宅地 136.06m<sup>2</sup>と一体利用で総面積429.06m<sup>2</sup>です。また、一部施工済のため始末書添付となります。

36番は、一部施工済のため始末書添付となっています。36番は、655番1 雜種地 142m<sup>2</sup>と一体利用で総面積404m<sup>2</sup>となります。

37番は、一部施工済のため始末書添付となっています。

38番は、9069番 宅地 外4筆 1,688.45m<sup>2</sup>と一体利用で総面積1,888.45m<sup>2</sup>となります。

39番は、建売住宅、40番及び41番は、共同住宅と駐車場、42番は、一般住宅の目的で申請されるものです。

なお、39番は、一部施工済のために始末書添付となっています。40番は、仮換地実測971.32m<sup>2</sup>となります。41番は、仮換地実測1,127.28m<sup>2</sup>となります。42番は、仮換地実測246.00m<sup>2</sup>となります。

以上9件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第28号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 4番 新屋が、34番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、すでに整備され、直売所とトイレ及び駐車場となっております。施工済のため、始末書が添付されております。申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

中原委員 1番 中原が、35から37番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

35番は、位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、砂利が敷いてあり、一部施工済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があ

り、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

36番は、位置図2ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

37番は、位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、資材が置かれ、一部施工済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木場委員 7番、木場が38番を報告します。

6月9日、大田推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。申請地の現況は田で保全管理されていました。転用の目的は、駐車場で、隣接地にある建物を改修し、飲食店を開店するに伴い、従業員用の駐車場が不足することから、申請するものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小城委員 6番 小城が、39から41番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

39番は、位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑ですが耕作はされておらず、一部砂利が敷いてある状況のため、始末書が添付されています。建売住宅を建てる予定です。

40番は、位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、田できちんと管理されておりました。共用住宅を建てる予定です。

4 1 番は、位置図 1 2 ページ、調査表 1 1 ページをご覧ください。申請地の現況は、田と畑できちんと管理されていました。共同住宅を建てる予定です。

3 件とも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

- 中原委員 1 番 中原が、4 2 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

- 議長 ただ今、調査員の報告が終りました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

- 中島委員 事務局にお伺いします。3 4 番の法第 4 条第 6 条第 6 法但し書きの農振法第 8 条第 4 項の農振農用地利用計画指定用途の意味を教えていただきたい。

- 局長代理 農業振興地域整理計画第 4 条但し書きですが、通常の農業振興地域整理計画の除外ではなく農業用施設ということで軽微な変更申請になります。

通常の農業振興地域を外す場合は県の審査・許可を得て 6 か月かかりますが、今回の場合は市の裁量で決定しての許可になりますので、通常の農業振興地域のやり方とは異なります。今回につきましては農業施設ということであくまでも軽微な用途変更になります。以上です。

- 議長 よろしいですか。

- 中島委員 はい。

- 議長 他にご質疑他にございませんか。

- 委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第28号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第28号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第29号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第29号を説明いたします。資料は13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号43番の1件で、登記地目畠1筆240m<sup>2</sup>の申請がありました。

内容といたしましては、受理番号43番は、申請地を父から借り受けて、一般住宅の目的で申請されるものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第29号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番、小城が43番を報告します。

調査日・調査員は先ほどの通りです。

位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は畠で耕作されていました。居宅を建てる予定となっています。

申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第29号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第29号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第30号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第30号を説明いたします。資料は14ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号6番から8番の3件で、登記地目 畑3筆 10,505 m<sup>2</sup> 合計3筆 10,505 m<sup>2</sup>の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、6番は、昭和60年頃から山林化しており山林へ地目変更するための申請です。

7番は、平成15年から製材所の庭及び駐車場として利用しており、雑種地へ地目変更するための申請です。

8番は、山林化しております、山林へ地目変更登記するための申請です。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第30号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城 委員 6番小城が6番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどとおりです。

位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は山林で本市非農地証明書の発行基準を満たしており、周辺は山林や道路を挟んでいるため影響はないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

木場 委員 7番木場が、7番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、原野です。申請人の兄が平成15年1月頃まで、隣接地で製材所を営んでいた際に、駐車場などで利用しておりましたが、廃業に伴い、管理されておらず、原野化しておりました。

隣接地も同様に原野化しており、周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

中島 委員 8番中島が、8番を報告します。

6月9日、豊田推進委員と事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、山林です。申請人が相続する以前から管理されておらず、原野化しておりました。

周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第30号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第30号「非農地証明願承認につい

て」は原案どおり決定されました。

次は、議案第31号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第31号を説明いたします。資料は15ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号35番から39番の5件で、田3筆976m<sup>2</sup>、畑4筆2,805m<sup>2</sup>、合計7筆3,781m<sup>2</sup>の申請がありました。

受理番号35番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

受理番号36番から39番の申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第31号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番中原が、35番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 17ページ、調査表 17ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、また、営農計画書も添付され、甘藷等の栽培予定です。申請は許可相当と考えます。以上です。

小城委員 6番小城が、36番、37番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

36番 位置図 18ページ、調査表 18ページをご覧くだ

さい。申請地の現況は、畠できちんと管理されていました。

37番 位置図 19ページ、調査表 19ページをご覧ください。申請地の現況は、畠できちんと管理されていました。

36番・37番ともに権利取得者は、農地拡大のための権利取得で、野菜を作る予定であり経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

木場委員

7番木場が、38番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 20ページ、調査表 20ページをご覧ください。

申請地の現況は、畠で保全管理されていました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

中島委員

8番中島が、39番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 16ページ、調査表 21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畠で保全管理されていました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第31号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の举手を求めます。

全委員

(举手)

議長

賛成全員であります。議案第31号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第32号を説明いたします。資料は16ページから18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号40番から44番の2件で、登記地目田11筆9,600m<sup>2</sup>、畑8筆6,572m<sup>2</sup>、合計19筆16,172m<sup>2</sup>の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「知人間」の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第32号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員 7番 木場が、40番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 21・22ページ、調査表 22ページをご覧ください。申請地の現況は、田・畑で耕作及び保全管理されていました。

権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、また、営農計画書も添付され、水稻等の栽培予定です。申請は許可相当と考えます。以上です。

中島委員 8番 中島が、41番から44番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

41番は、位置図 16ページ 調査表 23ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されています。

42番は、位置図はそのままで 調査表 24ページをご覧ください。申請地の現況は、田1筆が耕作され、畑2筆が保全管理されていました。

43番は、位置図はそのままで 調査表 25ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されています。

44番は、位置図はそのまま 調査表 26ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。

権利取得者は、それぞれ規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第32号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第32号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第33号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号32番です。

先ず、議事参与案件を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第33号を説明いたします。資料は19ページから23ページをご覧ください。

今月の申請は、田 41,026 m<sup>2</sup>、畑 2,786 m<sup>2</sup>、合計 43,812 m<sup>2</sup>の申請がありました。

利用権設定21件中、認定農業者等に係わる分は8件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号33番から52番については、申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると

判断し提案いたしました。

以上で、説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。

議案第33号受理番号32番の議事参与案件を除く、受理番号33番から52番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第33号、受理番号32番の議事参与案件を除く受理番号33番から52番について、原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第33号、受理番号32番に係る議事参与案件について審議に入れます。

議長　　議案第33号、受理番号32番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

局長代理　農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第33号受理番号32番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の永留委員、ご本人ですので、内容説明いたします。資料は20ページをご覧ください。

受理番号32番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

なお、本日永留委員は欠席しておりますので退席なしのかたちになります。以上で、説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。  
議案第33号、受理番号32番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第33号、受理番号32番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

議長 それでは、議案第33号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第34号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号6番です。

先ず、議事参与案件を除く案件について審議いたします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第34号を説明いたします。資料は24ページから25ページをご覧ください。

今月の申請は3件で、田2,121m<sup>2</sup>、畑809m<sup>2</sup>、合計2,930m<sup>2</sup>の申請がありました。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

所有権移転2件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・~~推進委員~~

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第34号、受理番号6番の議事参与案件を除く、受理番号4番から5番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第34号、受理番号6番の議事参与案件を除く、受理番号4番から5番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

ここで、議長を下茂代理と交代いたします。

下茂代理

議案第34号、受理番号6番に係る議事参与案件について審議に入ります。

別府委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

別府委員

(退席・退室)

下茂代理

議案第34号、受理番号6番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第34号受理番号6番に係る所有権移転を受ける者が、当委員会農業委員の別府生次委員の御子息ですので、内容説明いたします。資料は25ページをご覧ください。

受理番号6番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありました。地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基

づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

下茂代理 ただ今、事務局の説明が終りました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

下茂代理 ないようですので、採決いたします。  
議案第34号、受理番号6番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

下茂代理 賛成全員であります。議案第34号、受理番号6番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
別府委員の入室をお願いします。

別府委員 (入室・着席)

下茂代理 ここで、議長を別府会長に戻します。

議長 それでは、議案第34号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第35号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 議案第35号を説明いたします。資料は26ページから29ページをご覧ください。

今月の申請は、田20,742m<sup>2</sup>、畑15,544m<sup>2</sup>、合計36,286m<sup>2</sup>の申請がありました。

管理権設定16件中、認定農業者等に係る分は13件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたし

ました。

以上で、説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第35号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第35号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第36号「薩摩川内市農林水産政策審議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長　　資料30ページをご覧ください。

令和5年6月30日をもって農林水産政策審議会委員（農業委員会の委員）としての任期が満了をすることに伴い、薩摩川内市農林水産政策審議会規則の規定により、薩摩川内市農業委員会の委員2名を推薦する必要があり、うち1名は女性農業委員の推薦となっております。これが本案提出の理由でございます。

30ページ記載のとおり、任期満了前の当委員会からの推薦は、別府生次委員と薬師寺しげ子委員となっております。委員の任期等は、記載のとおりでございます。なお、32ページには、市長からの推薦依頼文書を添付しております。

以上で議案第36号の説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。  
この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

木場委員　　6月15日開催の運営委員会において、別府生次委員と薬師寺しげ子委員を推薦することが協議されましたので、報告いた

します。

議長　　ただ今、別府 生次 委員と薬師寺 しげ子 委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員　　(なしの声あり)

議長　　なしということですので、別府 生次 委員と薬師寺 しげ子 委員を薩摩川内市農林水産政策審議会委員として推薦するということで賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第36号薩摩川内市農林水産政策審議会委員の推薦については、別府 生次 委員と薬師寺 しげ子 委員を推薦することに決定いたします。

次は、議案第37号「薩摩川内市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長　　はい。議長。議案第37号を説明いたします。

資料33ページをご覧ください。

令和5年6月30日をもって都市計画審議会委員としての任期が満了をすることに伴い、薩摩川内市都市計画審議会委員候補者を1名推薦する必要がございます。これが本案提出の理由でございます。

33ページ記載のとおり、任期満了前の当委員会からの推薦について、選出方法は、農業委員会会長代理からとなっており、現委員は、下茂正憲委員となっております。委員の任期等は、記載のとおりでございます。なお、35ページには、市長からの推薦依頼文書を添付しております。

以上で議案第37号に係る説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

磯道委員　　6月15日開催の運営委員会において、下茂 正憲 委員を推薦

することが協議されましたので、報告いたします。

議長　　ただ今、下茂　正憲　委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員　　(なしの声あり)

議長　　なしということですので、下茂　正憲　委員を薩摩川内市都市計画審議委員会委員として推薦することで賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第37号薩摩川内市都市計画審議会委員の推薦については、下茂　正憲　委員を推薦することに決定いたします。

議長　　以上で本日の議案の審議は、全て終りました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 6月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理　つづきまして、7月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、11日（火）が本土川内地域、10日（月）が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前8時10分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の7月総会は7月18日（火）午後1時から、次回は、セントピアを予定しています。

裏面は7月から9月の行事予定を記載しております。

7月は、高城地区の京セラ関係の現地調査を午前中に、午後か

ら農業者年金推進会議及び農地利用状況調査推進会議を開催いたします。高城地区の現地調査につきましては、午前 9 時 30 分までに国際交流センターにご集合をお願いいたします。市から中型バス 2 台を準備いたしますので、便乗していただき現地で視察研修を行います。その後、国際交流センターに昼食を準備しておりますので、昼食をとっていただき、午後 1 時から農業者年金推進会議及び農地利用状況調査推進会議を午後 3 時まで開催いたします。

お忙しい中、恐縮ですが、委員の皆様方は日程調整方よろしくお願ひいたします。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件について  
ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　そのほかに、事務局から何かございませんか。

西代理　農業委員会だよりについて、ご説明いたします。

お手元のカラー刷りの 8 月 10 日号の農業委員会だよりをご覧ください。

農業委員会だよりにつきましては、15日に農業委員会だより編集委員会を開催いたしまして、内容等決定いたしました。

今回は、委員の改選時期となっておりますので、委員の紹介の記事を掲載しております。

初めに会長の挨拶、次に各地域ごとに委員を顔写真及び氏名の掲載です。

この農業委員会だよりは、8月10日に市広報紙の中に挟み込み方式で配布予定です。以上説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件について  
ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　農業委員会だよりについては、別紙のとおり 8 月 10 号として、  
広報紙に差込んで配布されることといたします。

他に事務局からありますか。

事務局

(なしの声あり)

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

有馬委員 12番の有馬です。

獵友会の関係の仕事をしておりますと、今年のイノシシとシカの被害がかなりの甚大であります。

獵友会会長をしておりますが、毎日市役所から電話がかかってくるのが現状であります。

つきましては、8月20日に狩猟免許の講習会、8月27日に狩試験が開催されますので、是非、免許を取ってみたい方等が近くにいらっしゃいましたら、受験を進めていただきますようお願ひいたします。

獵友会の平均年齢が67歳になっておりまして、かなり苦慮しております。3年更新で、講習料は10,000円です。

よろしくお願ひいたします。

議長 他にご質疑等ありませんか。

委員 ありません

議長 ないようですので、これをもちまして第3回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉会」

【終了 14:15】